

議題 4

特定操縦免許制度の改正及び 履歴限定制度の導入について

特定操縦免許制度について

九州運輸局
海上安全環境部
海技資格課

特定操縦免許制度の改正について

「海上運送法等の一部を改正する法律」による船舶職員法の一部改正に伴い、令和6年4月より、小型旅客船・遊漁船の船長に必要な「特定操縦免許」に関する制度改正が施行。

▶▶▶ 令和6年4月以降に特定操縦免許を取得する者から即時適用



特定操縦免許講習

- ・講習が8時間(学科4h、実技4h)以上追加
→ 合計15時間以上の課程に
- ・科目毎の修了試験(補講・再試有り)
- ・講習機関の登録権限は運輸局長に委任



履歴限定制度

- ・沿海区域以遠を航行した履歴 1年
- ・履歴限定時、小型旅客船等に船長として乗船可能な航行区域を平水区域に限定

▶▶▶ 既存の特定操縦免許受有者の取り扱い



経過措置 2年間

- ・2年間は現行免許のままで乗船可能
- ・新特定操縦免許に切り替えた時点で履歴限定制度の対象



移行講習

- ・特定操縦免許講習の拡充内容相当
- ・一定の乗船履歴で乗船実技科目を免除

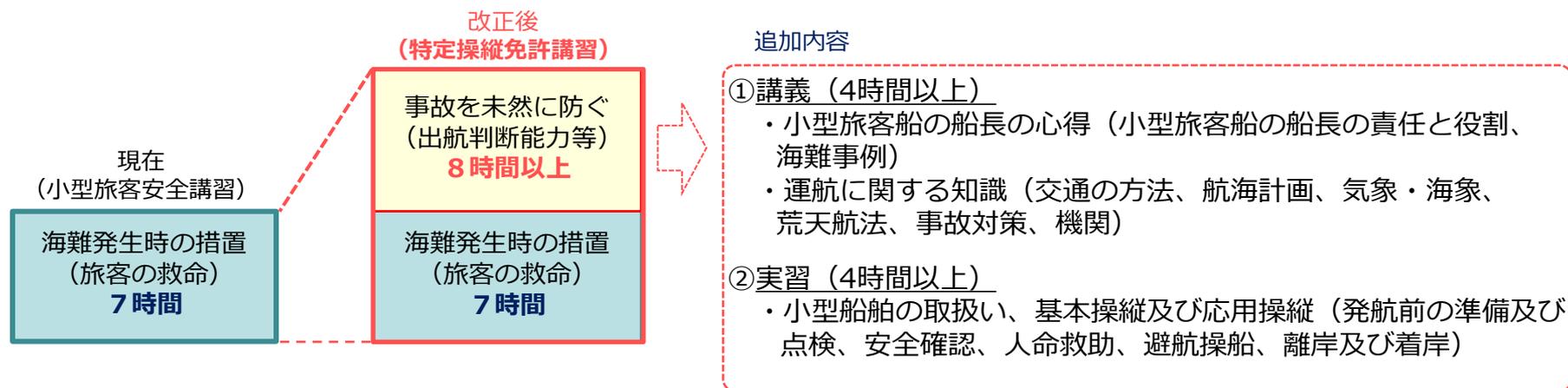
特定操縦免許講習について

- 小型旅客船の船長業務を行うにあたり必要な特定操縦免許の要件としている講習について、海難発生時の措置以外の内容を追加し、「**特定操縦免許講習**」とする。
- 告示で定める講習の課程について、旅客船の船長として特に重要な知識・技能の向上に資するものを**新たに取り入れる**とともに、修了の要件として**修了試験**を導入する。



講習課程の拡充

「事故を未然に防ぐ」観点から、講習内容に船長の心得や出航判断能力に関わる知識等の学科科目及び旅客船の安全運航に必要な操船技術に関わる乗船実習科目を追加する。



修了試験の導入

修了試験制度を創設し、修了試験に合格した者に対してのみ特定操縦免許を行うものとする。なお、不合格の場合は、合格基準に達するまで補講及び再試験を行うこととする。

運航の可否判断や悪天候時の避難港の活用等の判断を担う船長の資質向上を図る観点から、**沿海区域以遠を航行する小型旅客船・遊漁船の船長に、一定の乗船履歴を求めることとする。**

	必要な乗船履歴	沿海区域※以遠を航行する 総トン数200トンまでの船舶 において 船長、航海士又は甲板部員として乗り組んだ履歴 <small>※限定沿海区域を含む。</small>	1年以上
	履歴限定の内容	小型旅客船・遊漁船に船長として乗船できる航行区域	平水区域のみ
	履歴の計算・証明	船員手帳受有者・・・船員手帳上の雇入期間（有給休暇取得日数等を控除） 一括届出事業者・・・届出期間（対象外の船舶に乗船した日数等を控除） 遊漁船・・・遊適法に基づく乗務記録、実務経験証明書等 その他証明方法・・・船舶所有者又は船長による乗船履歴証明書等	

船長要件の確認（操縦免許証による確認方法）

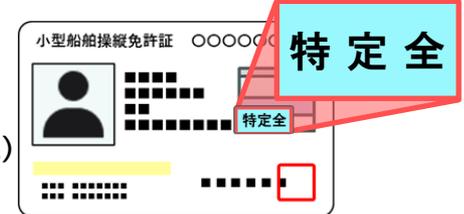
※R6.4以降に交付されるものに限る。

履歴限定あり
(平水区域で乗船可能)



履歴限定なし
(全ての航行区域※で乗船可能)

※一級又は二級の操縦免許に
応じた区域内



経過措置

改正法の施行日(令和6年4月1日)から2年間(令和8年3月31日まで)を経過措置期間とする。



施行日以前に取得された特定操縦免許の取り扱い



令和8年3月31日までに限り、特別な手続きをすることなく、全ての航行区域※において小型旅客船等に船長として乗船可能

※一級又は二級の操縦免許に応じた区域内

✓ 新特定操縦免許に切り替えた場合、経過措置期間中でもその時点で履歴限定の対象



移行講習

特定操縦免許講習

事故を未然に防ぐ (出航判断能力等) 8時間以上
海難発生時の措置 (旅客の救命) 7時間(※)

移行講習

既存の特定操縦免許受有者は、移行講習(今回拡充される内容部分)を修了することで新特定操縦免許に切り替えが可能

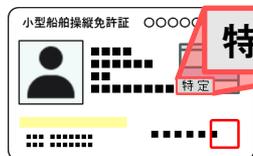
- ✓ 修了試験に合格した者にのみ修了証明書を交付
- ✓ 一定の乗船履歴を有する者については乗船実技科目を免除



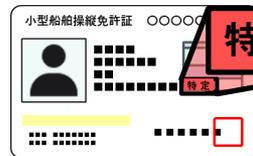
経過措置期間に切り替えを行わなかった者等の取り扱い

- ・移行講習を受講していない者が、経過措置期間中に免許証を更新した場合
- ・経過措置期間中に免許の切り替えを行わなかった者が、経過措置期間終了後に免許証を更新した場合

✓ 「特定」の記載欄を赤色にした免許証を交付(経過措置期間終了後に更新した場合、「特定」の文字なし)



現行の免許証



更新後の免許証

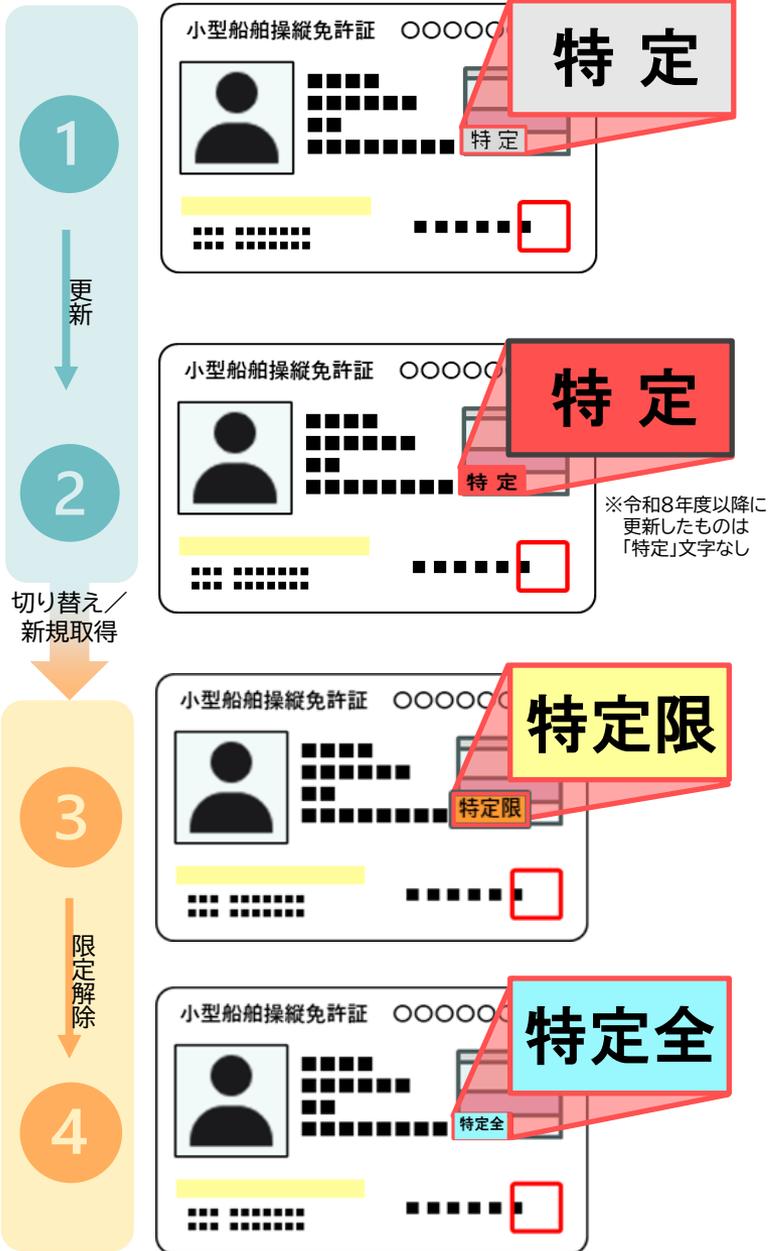


文字なし

特定又は[]の免許証では、令和8年4月1日以降小型旅客船等に船長として乗船できない。

特定又は[]の免許証を有する者が経過措置期間終了後に特定操縦免許講習を受ける場合、救命科目は免除(実質、移行講習と同じ)。

令和6年4月以降の特定操縦免許に係る免許証のパターン



施行前に交付された旧特定操縦免許に係る免許証

小型旅客船等に 乗船可能な区域	一級又は二級の操縦免許に応じた区域
小型旅客船等に 乗船可能な期間	令和8年3月31日まで

施行後に更新された旧特定操縦免許に係る免許証

小型旅客船等に 乗船可能な区域	一級又は二級の操縦免許に応じた区域
小型旅客船等に 乗船可能な期間	令和8年3月31日まで

施行後に交付された新特定操縦免許(履歴限定)に係る免許証

小型旅客船等に 乗船可能な区域	平水区域のみ
--------------------	--------

施行後に交付された新特定操縦免許(限定なし)に係る免許証

小型旅客船等に 乗船可能な区域	一級又は二級の操縦資格に応じた区域
--------------------	-------------------

どこで講習を受ければいいのか？

令和6年9月現在

登録特定操縦免許講習機関

地区	名称	郵便番号	住所	電話番号
北海道	(株) JEIS北海道教習センター	047-0008	北海道小樽市築港5番7号	0134-25-6145
東北	(株) 日本船舶職員養成協会東北	985-0016	宮城県塩釜市港町1-4-1 マリンゲート塩釜2F	022-290-3091
北陸信越	(株) 船舶職員養成協会北陸信越	950-2031	新潟県新潟市西区流通センター三丁目3番地4	025-269-2944
関東	(一財) 日本船舶職員養成協会	231-0811	神奈川県横浜市中区本牧ふ頭3番地	045-628-1525
関東	(一財) 日本海洋レジャー安全・振興協会 ★	231-0005	神奈川県横浜市中区本町四丁目4番地A-PLACE馬車道9F	045-201-1222
関東	(株) Umimawari. ※	251-0035	神奈川県藤沢市片瀬海岸1丁目1番4号	
中部	(一財) 日本船舶職員養成協会中部	455-0032	愛知県名古屋市港区入船一丁目5番8号	052-653-1558
中部	(一社) 日本海上交通安全協会 ※	460-0008	愛知県名古屋市中区栄三丁目2番3号	052-848-2283
近畿	(一財) 日本船舶職員養成協会近畿 ★	559-0032	大阪府大阪市住之江区南港南二丁目1番51号	06-6612-4936
近畿	(一社) 全国小型船舶教習所連合会 ★	540-0003	大阪府大阪市中央区森ノ宮中央一丁目1番15号	06-6167-7820
中国	(一社) 広島海技学院	734-0012	広島県広島市南区元宇品町4-1-18	082-255-8700
中国	(一財) 尾道海技学院	722-0025	広島県尾道市栗原東2-18-43	0848-37-8111
中国	(株) ロイヤルコーポレーション ※	736-0082	広島県広島市安芸区船越南四丁目8番30号	082-821-1929
四国	(一財) 四国船舶職員養成協会 ★	761-0101	香川県高松市春日町1706番地 春日ビル4F	087-841-1721
九州	(一財) 関門海技協会 ★	750-0066	山口県下関市東大和町2丁目3番25号	0832-66-4029
九州	堀川船舶(株) ※	810-0075	福岡県福岡市中央区港二丁目1番23号2F	092-406-2603
九州	(株) 日本海洋資格センター ★	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前3-2-1	092-473-5005
九州	(株) ケイエムマリン ※	869-3207	熊本県宇城市三角町三角浦1160番地14	0964-53-1083
沖縄	(有) 沖縄マリン ※	900-0001	沖縄県那覇市港町1丁目16番10号2F	098-860-7171

(注1)※の付いた機関は、現在講習開始に向けて準備中です。

(注2)★の付いた機関は、複数の県にて講習を実施しています。詳細は各講習機関にお問い合わせください。

新特定操縦免許への切替えには何が必要？

- ・操縦免許申請書
- ・現有の小型船舶操縦免許証
- ・写真(縦4.5cm×横3.5cm)
- ・手数料(1級2,000円、2級1,800円分の収入印紙)
- ・講習の修了証明書
- ・乗船履歴を証明する書類(※平水限定から無限定への履歴限定解除を同時に行う場合)

平水限定の特定操縦免許から無限定への切替えには何が必要？

- ・操縦免許限定解除(変更)申請書
- ・現有の小型船舶操縦免許証
- ・写真(縦4.5cm×横3.5cm)
- ・手数料(1,250円の収入印紙)
- ・乗船履歴を証明する書類

乗船履歴を証明するために必要となる書類は、船員法の適否や事業の内容によって異なります。詳細は、国土交通省のHPの早見表にて確認することができます。

乗船履歴のカウント方法は？

船員法適用船舶

船員手帳の雇入期間(雇入日～雇止日)が乗船期間となります。

船員法適用外船舶

※小型旅客船(不定期航路)・小型漁船・遊漁船の場合

乗船期間中の**任意の1ヶ月間の運航実績が月20日以上**ある場合

事業期間と雇用期間の重複期間を乗船期間としてカウント

例) 1年のうち5月～9月末の5ヶ月間に船舶の船長として2020年～2021年まで乗船

乗船期間→5ヶ月×2=10ヶ月

乗船期間中の**任意の1ヶ月間の運航実績が月20日未満**の場合

事業期間と運航実績の割合($n/20$)で算出した日数をカウント

例) 船長業務に1年間従事した船舶の、任意の1ヶ月の運航実績が15日

乗船期間→ $15/20 \times 360$ 日=270日

※30日を1ヶ月、360日を1年として扱います。

上記以外の船舶のカウント方法や、証明方法の詳細は
国土交通省HPへ掲載しています。

国土交通省HP「特定操縦免許制度」特設ページのご紹介

URL: https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn10_000004.html

URLもしくは...

国土交通省 特定操縦免許

検索




国土交通省

ホーム 国土交通省について 報道・広報 政策・法令・予算 白書・オープンデータ お問い合わせ・申請

海事

組織・予算 税関・財税 統計データ パブリックコメント 提議発表資料 関連リンク集

ホーム > 政策・仕事 > 海事 > 海技資格・免許 > 小型船舶操縦免許 > 特定操縦免許制度について

令和6年4月1日以降の特定操縦免許制度について

「海上運送法等の一部を改正する法律」による船舶職員及び小型船舶操縦者法の改正に伴い、令和6年4月より、**小型旅客船・遊漁船※の船長に必要な「特定操縦免許」の制度が改正されます。**

※小型旅客船・遊漁船は以下の船舶となります。

[1]海上運送法第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶（物のみの運送の用に供する船舶を除く。）

[2]遊漁船業の適正化に関する法律第二条第二項に規定する遊漁船

改正の内容については、以下の改正概要をご確認ください。

[新しい制度について](#)

[既存の特定操縦免許を保有している方へ](#)

下方へスクロール

履歴の
計算・証明

船員手帳受有者・・・船員手帳上の雇入期間（有給休暇取得日数等を控除）
 一括届出事業者・・・届出期間（対象外の船舶に乗船した日数等を控除）
 その他証明方法・・・船舶所有者又は船長による乗船履歴証明書等

▶乗船履歴の証明に必要な書類の早見表・乗船日数の計算方法・申請書の記入例等は[こちら](#)

【第1号様式】乗船履歴表	(Word)	(PDF)
【第2号様式】特定操縦免許制度に係る乗船履歴証明書（官公署用）	(Word)	(PDF)
【第3号様式】特定操縦免許制度に係る乗船履歴証明書（一般用）	(Word)	(PDF)
【第4号様式】特定操縦免許制度に係る乗船履歴証明書（自己証明用）	(Word)	(PDF)
【第5号様式】特定操縦免許制度に係る乗船履歴証明書（一括届出又は交替勤務制船舶）	(Word)	(PDF)

また、早見表のうち、船員法非適用の事業用船舶に乗り組んだ乗船履歴を証明される場合の提出書類の様式例は下記のとおりです。

- ・[証明する乗船期間のうち任意の1か月分の運航実績](#)
- ・[労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条に基づく労働条件通知書](#)
- ・[海上運送法に基づく事業許可申請書又は事業登録申請書（事業開始届出書を含む）](#)
- ・[漁業法に基づく農林水産大臣又は都道府県知事による漁業許可証](#)
- ・[都道府県に提出した業務規程（表紙、別表1及び別表2）](#)

乗船履歴の証明に必要な書類の早見表や様式、記入例が掲載されています。実際のお手続きをされる際にはこちらをご覧ください。